

[事案 22-128] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

銀行員（募集人）の説明不十分により、加入した保険がリスク性商品（変額年金保険）であることを認識していなかったとして、契約を取り消し既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 6 月、事前に「リスク性商品、当該保険会社の商品は嫌だ」と伝えていたのに、銀行員（募集人）から、意向に反した当該保険会社の変額個人年金を勧められ、一時払保険料 3,000 万円分を支払い加入し、翌 7 月、さらに追加で 2,500 万円を支払い増額した。その際、下記のとおり、募集人の説明不十分により、商品内容について誤解していたので、契約を取り消して既払込保険料 5,500 万円を返還してほしい。

- (1) 保険契約の相手方を当該保険会社とは認識しておらず、知っていたならば契約していなかった。
- (2) 元本保証のないことについて十分な説明を受けていない。
- (3) 契約申込書や説明書を一切受け取っていない。

<保険会社の主張>

下記のとおり、募集人は募集資料を使用して適切な説明をし、申立人は商品内容を十分に理解していたと思われるため、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 申立人は、「確認書」で、当該保険商品の引受人が募集銀行でないこと、また、契約申込書、意向確認書、パンフレット等には、当社商品である旨が記載されており、本件商品が当社商品であることを認識していた。
- (2) 「確認書」において、当該保険商品は「預金でないこと、募集銀行による元本および利回りの保証がないこと」「市場リスク、為替リスクなどがあること」「保険期間中に解約した場合、…解約返戻金は払込保険料（元本）を下回る場合があること」の欄に、申立人はチェックを入れており、商品の内容を十分に理解していた。
- (3) 「確認書」には、「保険商品の申し込みに当たって、本説明書およびご契約のしおり・約款、契約概要、注意喚起情報等の資料の交付を受けました」等の項目があり、その下に、申立人は自署・押印しており、募集人は、募集時に本件商品の説明書類等を交付していた。

<裁定の概要>

申立人の請求の法的根拠は明らかではないが、裁定審査会では、要素の錯誤（①契約の当事者を相手方会社と認識していなかったこと、②リスクのある商品だと認識していなかったこと）による無効を主張するものと解し、当事者双方から提出された書面の内容および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記 1、2 の事実に加え、①契約当時、申立人は 60 歳代前半であり、十分

な判断能力が具わっていたと考えられ、自ら翌月に増額をしていること、②外貨建て年金保険契約の経験があること、を考え併せると、申立人の主張する錯誤の存在はいずれも認めることはできない。仮に、申立人が錯誤に陥っており、それが要素の錯誤に当たるとしても、下記の事実に照らせば、申立人には重大な過失^{【注】}があると言わざるを得ないので、申立人から無効を主張することはできない（民法95条ただし書）ことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

1. 契約の相手方会社についての誤認の有無について

下記の事実を総合斟酌すれば、申立人が、契約の当事者を当該保険会社と認識していなかったとは、到底認めることはできない。

- (1) 申立人が自署・押捺した「確認書」の裏面には、「お申込みの引受保険会社名に○をつけてください」とあり、申立人は当該保険会社の欄に「○」を記入している。
- (2) 申立人が自署・押捺した「契約申込書」の表題は「変額個人年金保険契約申込書兼告知書」となっており、宛先として、相手方会社の社名が明記されている。
- (3) 申立人は、「確認書」の本件商品に関する重要事項のすべてのチェック欄に自らチェックを付けているところ、上記重要事項として、「保険商品は、引受保険会社の商品で、保険の引受を行うのは銀行ではないことを確認しました。」という項目がある。

2. リスク（元本が保証されないこと）の誤認の有無について

下記のとおり、募集人は申立人に対し募集資料を用いて、リスクを含めた商品内容を説明したことが強く推認できる。

(1) 当事者の提出した証拠によれば、以下の事実が認められる。

- ① 申立人は、平成19年6月に銀行に赴き、少なくとも1時間ないし1時間30分程度の時間をかけて、本件商品についての説明を受けた。
- ② 申立人は、「意向確認書」の「特にご確認いただきたい事項について」の全ての確認事項につき、自ら「はい」の欄にチェックを付し自署したが、上記確認事項としては、「特別勘定で資産運用を行い、積立金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が日々変動します。収益を得るために投資リスクは基本的にお客さまに帰属することをご理解いただきましたか。」「預金ではなく中長期ご継続いただくことを前提とした保険商品であり、途中で解約された場合の解約返戻金は運用実績および当社所定の控除により一時払保険料額を下回る可能性があることをご理解いただきましたか。」という項目がある。

(2) 事情聴取によれば、申立人は、申立契約の説明を受けるに際し、パンフレット、設計書、「ご契約に際しての重要事項」等の資料を見せられたことはないと述べるが、変額個人年金保険のような複雑な商品について、募集人が募集資料を使用せずに商品内容を説明することは困難であり、説明に少なくとも1時間ないし1時間30分程度の時間を割いている以上、募集人は申立人に対し、募集資料を用いてリスクを含めた商品内容を説明したことが推認

できる。

【注】重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意をすればや
すく結果を予見することができた場合であるのに漫然と見過ごしたような著しい注意欠如があるこ
とです。